改正後

（情報システム管理室及び企画官）

第十六条　行政情報システム企画課に、情報システム管理室及び企画官一人を置く。

［2・3　略］

4　企画官は、命を受けて、行政情報システム企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官）

第二十二条　［略］

［2　略］

3　本人確認情報保護専門官は、命を受けて、本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）の適切な管理に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。

（行政経営支援室）

第二十二条の二　［略］

2　行政経営支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一　略］

二　地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。

三　中核市の指定に関すること。

［3　略］

（給与能率推進室、女性活躍・人材活用推進室及び応援派遣室並びに定員給与調査官）

第二十五条　公務員課に、給与能率推進室、女性活躍・人材活用推進室及び応援派遣室並びに定員給与調査官一人を置く。

［2～5　略］

6　応援派遣室は、次に掲げる事務（給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　災害時における地方公務員の派遣に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　災害時における地方公共団体の職員の派遣に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

7　応援派遣室に、室長を置く。

8　定員給与調査官は、命を受けて、地方公共団体の職員の定数及び給与の一体的な管理に関する調査及び技術的助言に関する事務を行う。

（総務室並びに税務企画官及び企画官）

第三十三条　［略］

2　総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。

［二・三　略］

［3～5　略］

改正前

（情報システム管理室）

第十六条　行政情報システム企画課に、情報システム管理室を置く。

［2・3　同上］

［新設］

（個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官）

第二十二条　［同上］

［2　同上］

3　本人確認情報保護専門官は、命を受けて、本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）の適切な管理に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。

（行政経営支援室）

第二十二条の二　［同上］

2　行政経営支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一　同上］

［新設］

二　中核市の指定に関すること。

［3　同上］

（給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室並びに定員給与調査官）

第二十五条　公務員課に、給与能率推進室及び女性活躍・人材活用推進室並びに定員給与調査官一人を置く。

［2～5　同上］

［新設］

［新設］

6　定員給与調査官は、命を受けて、地方公共団体の職員の定数及び給与の一体的な管理に関する調査及び技術的助言に関する事務を行う。

（総務室並びに税務企画官及び企画官）

第三十三条　［同上］

2　総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。次号において同じ。）に係るものに関すること。

［二・三　同上］

［3～5　同上］